

# 議第68号 呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

広島圏都市計画地区計画の一部変更に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 主な改正の内容

広島圏都市計画地区計画において定められた広駅前地区地区計画の区域内において、都市機能の充実を図るとともに、良好な住環境の保全・形成をするために、地区整備計画の一部が変更されます。

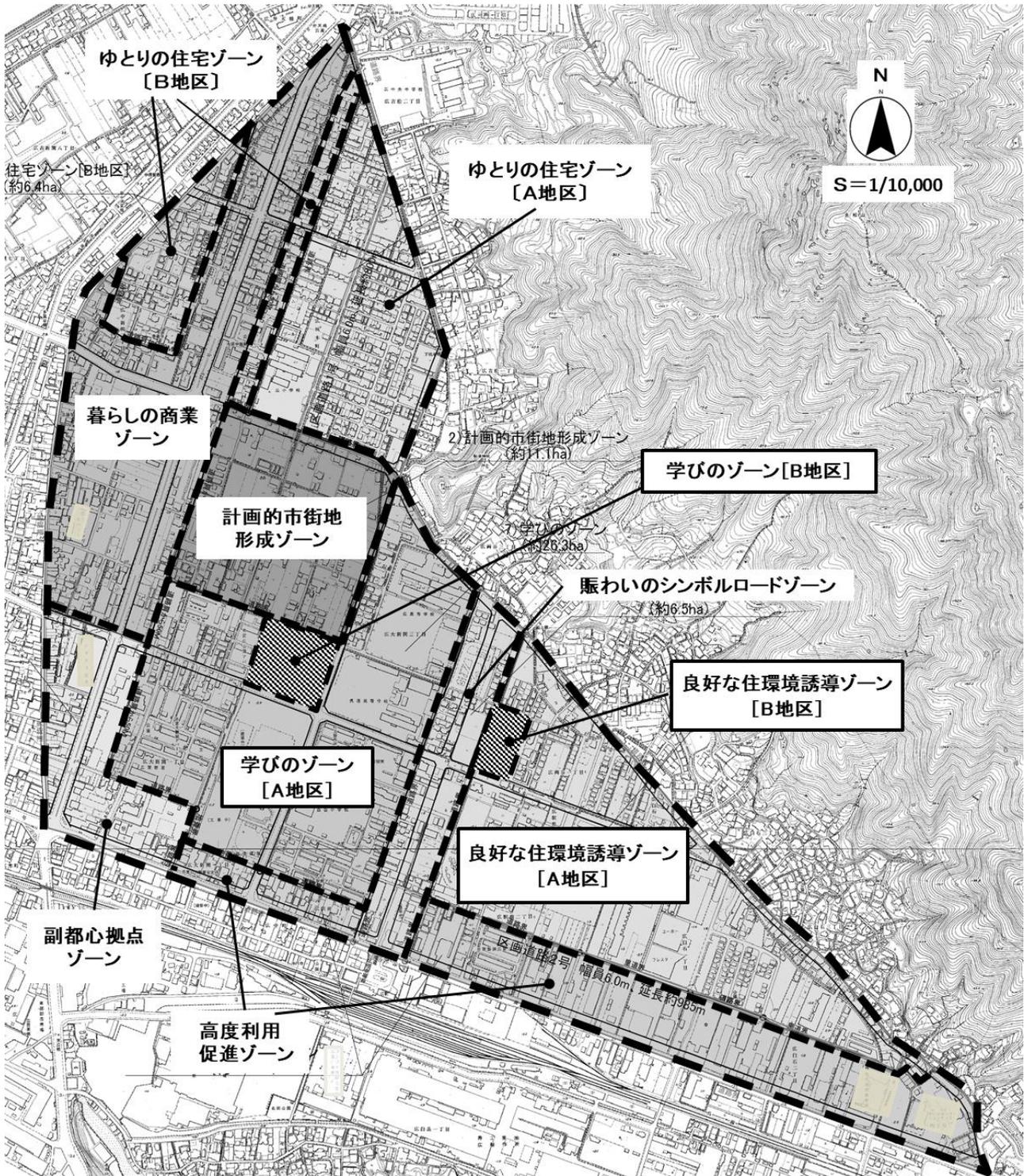
これに伴い、変更される地区整備計画の内容を建築物に関する制限として定めます。

具体的には、広駅前地区の学びのゾーン及び良好な住環境誘導ゾーンの一部を、それぞれ新たにB地区として建築物の用途制限の内容を新設し、B地区を除いた部分については、それぞれA地区として位置付け、従前のおりの建築物の用途制限の内容とします。

## 3 施行期日

令和7年7月1日

【参考】 広駅前地区地区計画の区域



凡例	
地区計画及び地区整備計画の区域	
ゾーン区分	